

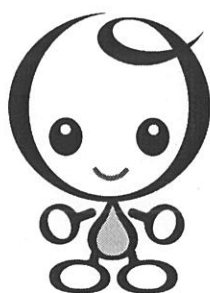
令和6年度 第1回 おいらせ町自治推進委員会

と き 令和6年5月21日(火)
午後1時30分～

ところ 本庁舎2階 201会議室

..... 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 組 織 会
- 5 案 件
 - (1) 本委員会の目的と自治基本条例について
 - (2) 前年度活動内容の振り返り
 - (3) 今後の活動予定・意見交換
- 6 その他
- 7 閉 会



おいらせ町自治推進委員会

おいらせ町自治推進委員会 委員名簿

選出区分・所属	氏 名
(自治に識見を有する者) 元おいらせ町自治基本条例策定委員会 会長 前おいらせ町自治推進委員会 委員長	福 原 仁 一
(町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者) おいらせ町民生委員・児童委員協議会選出	竹 内 かつ子
(町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者) おいらせ町連合婦人会選出	吉 田 絹 恵
(公募者)	道 川 正
(公募者)	花 岸 隆
(公募者)	高 橋 恵 里

任期 : 令和6年5月1日 から 2 年間

事務局 (まちづくり防災課)	職 名	氏 名
	課 長	久保田 優治
	課長補佐	川口 邦彦
	主 幹	大柳 僚

4. 組織会について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 別表1（第3条関係）町長の附属機関 会長等の選任方法により、委員長及び副委員長を委員の互選により選任します。

委員長 _____

副委員長 _____

根拠法令

◇おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（附属機関の設置）

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第1（第3条関係） 町長の附属機関

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町自治推進委員会	<p>(1) おいらせ町自治基本条例（平成20年おいらせ町条例第1号）の運用状況を検証すること。</p> <p>(2) 町長の諮問に応じ自治の推進に関し審議すること。</p> <p>(3) 自治の推進に関する重要事項について町長に提言すること。</p> <p>(4) その他参加及び協働の実施に関し必要と認めること。</p>	<p>6人以内</p> <p>（公募による者を含む）</p>	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者</p> <p>(3) その他町長が必要と認める者</p>	2年	<p>(1) 委員長 委員の互選</p> <p>(2) 副委員長 委員の互選</p>	<p>まちづくり 防災課</p>

5. 案件

(1) 本委員会の目的と自治基本条例について（資料1）

①本委員会の目的

本委員会の目的は、自治基本条例の運用状況を毎年検証し、公表することです。

根拠法令

◇おいらせ町自治基本条例（逐条解説）（抜粋）

（運用状況の検証）

第39条 おいらせ町は、この条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します。

2 条例の運用状況を検証するための組織は別に設置します。

【第39条】

この条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないよう、また条例の理念が損なわれることのないよう、定期的に検証し、それを公表することを規定しています。

検証は、行政内で行うのではなく、町民を含む別の組織を設置して行うことを定めています。

②おいらせ町自治基本条例について

おいらせ町自治基本条例は、「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という自治の原点に立ち、町民・行政・議会がともに手を取り合って（協働して）まちづくりを進めるためのよりどころとして、平成20年に制定されました。本条例の特色は、行政が町民と情報共有することや、町民がまちづくりに参加することを明記している点等です。また、本条例は5年を超えない期間ごとに見直しすることが規定されているため、平成25年度、平成30年度、令和5年度にそれぞれ見直しの検討をおこなっています。

根拠法令

◇おいらせ町自治基本条例（逐条解説）（抜粋）

（条例制定の目的）

第1条 この条例は、おいらせ町が守る町民の権利、そのための町民、行政及び議会の役割と責任を明らかにするなど、おいらせ町の自治の原則としくみに関する基本的な事柄を定め、前文に掲げたまちづくりの理念の実現を図ることを目的とします。

【第1条】

前文にかかげた大きな目的を達成するために、必要となる具体的な事柄について、まちづくりの主体である町民、行政、議会の三者の役割や責任を明らかにし、どのようなまちを目指していくかを謳っています。

（条例の見直し）

第40条 この条例は5年を越えない期間ごとに見直します。

2 条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。

【第40条】

前条により、毎年検証が行われた結果、改訂が必要になったときはそれを公表し、改訂にあたってはできるだけ多くの町民から意見を聴くことを求めた規定です。

自治基本条例（逐条解説）

…資料1

（2）前年度活動内容の振り返り（資料2、資料3）

令和5年度の自治推進委員会では、令和4年度中（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間中）における「行政」の取組を検証しました。検証結果については、資料2のとおりです。検証結果報告書を、広報おいらせ5月号及び町ホームページに掲載して周知しています。

また、令和5年度は町長へ自治基本条例見直しへの提言書の提出を行いました。行政側は、この提言にもとづき情報の公表・公開についての取扱いを改めるべく、取扱要領を一部改正しております。

令和5年度自治基本条例の運用状況検証結果報告書 … 資料2

おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領 … 資料3

(3) 今後の活動予定・意見交換（資料4）

①今後の活動予定

どのような手段で、今年度の条例検証を行っていくかを検討します。

令和6年度の検証作業について（案） … 資料4

②令和6年度開催スケジュール

回次	年月日	時間	内容
1	令和6年5月21日（火）	13:30	振り返り
2	令和6年7月 日（ ）		検証①
3	令和6年10月 日（ ）		検証②
	令和6年11月10日（日）	午後	15周年記念事業
4	令和6年1月 日（ ）		意見まとめ
5	令和6年3月 日（ ）		報告書完成

※検証結果は、令和6年広報5月号に掲載予定です。

6. その他